

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 10 | 国民健康保険資格に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、国民健康保険資格に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 山江村長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険資格に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・国民健康保険法(昭和33年法律第192条)に基づき、山江村国民健康保険被保険者の資格管理、保険給付、保健事業の各事務を行う。</p> <p>1. 資格管理事務 ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という)や適用除外要件等の確認による山江村国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。</p> |
| ③システムの名称 | 1. 国民健康保険システム(カバソフトプラットフォーム) 2. 国保総合システム及び国保情報集約システム 3. 宛名管理システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバー 5. マイナーポータル(地方公共団体向け) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 資格情報(個人)ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. 市町村被保険者ID連携ファイル 5. 転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用) | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百十二号)による保険給付組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第24条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/> 実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。(1、2、3、4、5、80の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。(42の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第43条(主務省令における情報照会の根拠) 第25条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 健康福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 山江村役場健康福祉課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | [<input type="checkbox"/>]適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [] 人手を介在させる作業はない |
|-----------------------|--|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制限を行っている。 ・基本的に個人番号入力作業はシステム連携によるが、例外的に個人番号を入力する必要がある場合は、複数人による確認作業を行っている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 山江村が策定している情報セキュリティポリシー等を遵守している。また、漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 | |

